

条例案の概要

(美濃加茂市議会第4回定例会資料)

令和7年1月27日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 6 3 号	美濃加茂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について	1
議第 6 4 号	美濃加茂市職員の旅費に関する条例について	3
議第 6 5 号	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	4
議第 6 6 号	美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	6
議第 6 7 号	美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	7
議第 6 8 号	美濃加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	9
議第 6 9 号	美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例について	10
議第 7 0 号	美濃加茂市都市公園条例の一部を改正する条例について	11
議第 7 1 号	美濃加茂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	12
議第 7 2 号	美濃加茂市下水道条例の一部を改正する条例について	13
議第 7 3 号	美濃加茂市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例について	14
議第 7 4 号	美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	15
議第 7 5 号	美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	18
議第 7 6 号	美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について	20
議第 7 7 号	美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	22

議第78号	美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に 関する条例の一部を改正する条例について	24
議第79号	美濃加茂市収入印紙等購買基金条例を廃止する条例につ いて	26

〔議第63号〕

美濃加茂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 について

【議案書：1頁】

◎ 制定の趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が令和6年6月12日に公布され、生後6か月から満3歳未満まで保育所等に通っていない乳幼児を対象に、月10時間を上限とする利用枠の中で、保護者の就労要件を問わず利用できる新たな通園制度（乳児等通園支援事業。通称「こども誰でも通園制度」）が創設され、令和8年度から「乳児等のための支援給付」として市町村で実施することが義務付けられました。

乳児等通園支援事業を実施するために、乳児等通園支援事業の設備及び運営について条例で基準を定める必要があるため、条例を制定するものです。

◎ 条例の概要

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）で定める基準に従い、又は参照した結果、内閣府令で定める基準のとおり市の基準を定めます。

◎ 条例の構成

- 趣旨（第1条）
- 定義（第2条）
- 最低基準の目的（第3条）
- 最低基準の向上（第4条）
- 最低基準と乳児等通園支援事業者（第5条）
- 乳児等通園支援事業者の一般原則（第6条）
- 乳児等通園支援事業者と非常災害（第7条）
- 安全計画の策定等（第8条）※従うべき基準
- 自動車を運行する場合の所在の確認（第9条）※従うべき基準
- 乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件（第10条）
- 乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等（第11条）
- 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準（第12条）※従うべき基準（職員に係る部分に限る。）
- 利用乳幼児を平等に取り扱う原則（第13条）※従うべき基準
- 虐待等の防止（第14条）※従うべき基準

- 衛生管理等（第15条）
- 食事（第16条）※従うべき基準
- 乳児等通園支援事業所内部の規程（第17条）
- 乳児等通園支援事業所に備える帳簿（第18条）
- 秘密保持等（第19条）※従うべき基準
- 苦情への対応（第20条）
- 乳児等通園支援事業の区分（第21条）※従うべき基準
- 一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準（第22条）※従うべき基準
(調理設備に係る部分に限る。)
- 一般型乳児等通園支援事業所の職員の基準（第23条）※従うべき基準
- 乳児等通園支援の内容（第24条）※従うべき基準
- 保護者との連絡（第25条）
- 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準（第26条）※従うべき基準
- 準用（第27条）※従うべき基準
- 電磁的記録（第28条）
- 附則

◎ 条例の施行期日

この条例は、令和8年1月1日から施行します。

〔議第64号〕

美濃加茂市職員の旅費に関する条例について

【議案書：10頁】

◎ 全部改正の趣旨

国家公務員等の旅費に関する法律、同法施行令及び国家公務員等の旅費支給規程の一部改正を受け、地方公務員法第24条第4項の規定に基づき国との権衡を図る観点から、美濃加茂市職員の旅費に関する条例を全部改正するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 旅費の支給先の追加（第3条関係）

旅行役務提供者（市と旅行役務提供契約を締結した旅行業者等）に対する直接の支払いを可能とします。

○ 宿泊料の定額支給の廃止等（第13条～第15条関係）

- ・宿泊料を宿泊費に改め、定額支給から上限額を定めた実費を支給します。
- ・日当及び食卓料を廃止し、宿泊を伴う旅行において、宿泊手当を定額支給します。

・交通費と宿泊費をまとめて支給できるように包括宿泊費を新設します。

○ 転居費等の追加（第16条～第18条関係）

転居費（赴任に伴う転居に関する費用）、着後滞在費（赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用）及び家族転居費（赴任に伴う家族の移転に要する費用）を旅費として支給することとします。

○ 外国旅行の旅費（第20条関係）

外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律の規定に準じて別に定めることとします。

◎ 施行期日等（附則）

この条例は、令和8年4月1日から施行し、この条例による改正後の美濃加茂市職員の旅費に関する条例の規定は、同日以後に出発した旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了した旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用する。

[議第65号]

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：19頁】

◎ 改正の概要

○ 美濃加茂市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会の設置

国はコロナ禍を経て、新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しを行い、県及び市町村にも行動計画の改訂を指示しました。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）では行動計画の策定又は変更を行う際には、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないとされています。

そのため、附属機関として美濃加茂市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会を設置するものです。

○ 美濃加茂市若者活動支援事業業務第三者評価委員会の設置

美濃加茂市若者活動支援事業は、民間事業者の創意工夫を最大限に引き出し、より高い成果を効率的かつ効果的に創出することを目的として、成果連動型民間委託契約方式（PFS）を採用し、委託業務として実施しています。

委託業務について、有識者を含む第三者による評価を行い、効果を検証し成果に応じた委託費を支払う仕組としました。

そのため、附属機関として美濃加茂市若者活動支援事業業務第三者評価委員会を設置するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部改正

別表（第1条—第4条関係）

市長の附属機関として、美濃加茂市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会及び美濃加茂市若者活動支援事業業務第三者評価委員会を新たに加えます。

（1）美濃加茂市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会

所掌事項	美濃加茂市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定に関すること。
委員の構成	(1) 感染症に関して専門的知識を有する者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 市長が適当と認める者
委員の定数	6人以内
委員の任期	審議事項の諮問を受けてから答申を行うまで

（2）美濃加茂市若者活動支援事業業務第三者評価委員会

所掌事項	美濃加茂市若者活動支援事業業務に係る評価
------	----------------------

	に関すること。
委員の構成	(1) 学識経験を有する者 (2) 市長が適當と認める者
委員の定数	5人以内
委員の任期	審議事項の諮問を受けてから答申を行うまで

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第1項）

この条例は、公布の日から施行します。

○ 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（第2項）

別表に「美濃加茂市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会」及び「美濃加茂市若者活動支援事業業務第三者評価委員会」を加えます。

※日額 11,000円（職務の時間が2時間以上4時間未満の場合は5,500円、2時間未満の場合は3,000円）

〔議第66号〕

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書22頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）
条例改正に影響する施行日	令和7年10月1日
改正された法令	児童福祉法（昭和22年法律第164号）
条例改正に影響する条	第33条の10

○ 条例改正趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律が令和7年4月25日に公布され、児童福祉法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 引用条文の整理（第26条関係）

「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改めます。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、公布の日から施行します。

[議第67号]

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書：24頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）
条例改正に影響する施行日	令和7年9月16日
改正された法令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）
条例改正に影響する条	第17条

公布された法令	児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）
条例改正に影響する施行日	令和7年10月1日
改正された法令	児童福祉法（昭和22年法律第164号）
条例改正に影響する条	第33条の10

○ 条例改正趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が令和7年9月16日に公布され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行います。

また、児童福祉法等の一部を改正する法律が令和7年4月25日に公布され、児童福祉法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 引用条文の整理（第13条関係）

「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めます。

○ 利用乳幼児の健康診断に係る特例の追加（第18条関係）

次の表の左欄に掲げる健康診断等が行われた場合に、同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲

げる健康診断の全部又は一部を行わないこととします。

児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

◎ 施行期日（附則）

この条例は、公布の日から施行します。

[議第68号]

美濃加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書：26頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）
条例改正に影響する施行日	令和7年10月1日
改正された法令	児童福祉法（昭和22年法律第164号）
条例改正に影響する条	第33条の10

○ 条例改正趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律が令和7年4月25日に公布され、児童福祉法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 引用条文の整理（第12条関係）

「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めます。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、公布の日から施行します。

[議第69号]

美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例について

【議案書：27頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）
条例改正に影響する施行日	令和7年5月28日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
改正された法令	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）
条例改正に影響する条	第10条の2

○ 条例改正趣旨

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年5月28日に公布され、電気通信事業法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 引用条文の整理（第10条の2関係）

「第12条の2第4項第2号口」を「第12条の2第4項第3号口」に改めます。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行します。

[議第70号]

美濃加茂市都市公園条例の一部を改正する条例について

【議案書：29頁】

◎ 改正の概要

○ 条例改正趣旨

都市公園に公園施設を設ける場合の使用料について、公募の方法により設置する者を決定する場合において、使用料の価額競争を可能とするために、条例で定める上限額以内の使用料とする特例事項を定めるものです。

◎ 改正の主な内容

○ 別表第2（第8条関係）

公募の方法により公園施設を設ける場合は、25,000円以内の額とする規定を追加します。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日以後の公園施設を設け、又は管理する場合について適用します。

〔議第71号〕

美濃加茂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

【議案書：31頁】

◎ 改正の概要

○ 条例改正主旨

令和6年能登半島地震では、水道事業者が管理する配水管が復旧した場合においても、様々な工事需要が集中したことや、給水装置工事事業者自身が被災したことにより、宅内配管工事を行うことができる給水装置工事事業者が不足し、宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化しました。

そこで、当市において災害その他非常の場合にあって、市が指定した給水装置工事事業者の確保が困難と判断されるときには、他の水道事業者又は他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の施行を可能とすることにより宅内配管の復旧に対応する業者を確保できるようとする特例を定めるものです。

◎ 改正の主な内容

○ 災害その他非常の場合における給水工事の施行について（第11条関係）

災害その他非常の場合における給水工事の施行ができる者を追加します。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、公布の日から施行します。

〔議第72号〕

美濃加茂市下水道条例の一部を改正する条例について

【議案書：36頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	下水道法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第2号）
条例改正に影響する施行日	令和7年4月1日
改正された法令	下水道法施行令（昭和34年政令第147号）
条例改正に影響する条	第9条の11

○ 条例改正主旨

下水道法施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

また、令和6年能登半島地震では、多くの家屋で排水設備が破損したことや、指定工事店自身も被災したことにより、工事を行うことができる指定工事店が不足し、排水設備等の復旧が遅れることになりました。

こうした事態を踏まえ、当市において災害その他非常の場合において、市が指定した指定工事店の確保が困難と判断されるときには、他の地方公共団体の長が指定した指定工事店による排水設備等の新設等の工事を可能とすることにより宅内排水設備の復旧に対応する業者を確保できるようにする特例を定めるものです。

◎ 改正の主な内容

○ 災害その他非常の場合における排水設備等の工事について（第8条関係）

災害その他非常の場合における排水設備等の工事を行うことができる者を追加します。

○ 字句の整理（第12条関係）

「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改正します。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、公布の日から施行します。

〔議第73号〕

美濃加茂市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書：38頁】

◎ 改正の概要

美濃加茂市役所を移転し、建て替えするに当たり、建設予定地の「美濃加茂市太田町1916番地1」に市役所の位置を定めるため、改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 市役所の位置の改正

「美濃加茂市太田町3431番地の1」を「美濃加茂市太田町1916番地1」に改めます。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、規則で定める日から施行します。

〔議第74号〕

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：39頁】

◎ 改正の概要

令和7年8月7日に行われた人事院勧告に基づき、民間給与との較差を解消するため、給料表の水準を引き上げ、民間の特別給（ボーナス）の支給割合との均衡を図るため、期末勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げる改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正

○ 給料表の水準の改定（第3条関係（別表第1））

民間給与との間に差があること等を踏まえ、給料表を大卒程度に係る初任給については12,000円、高卒者に係る初任給については12,300円引き上げます。若年層に重点を置きつつ、その他の職員も引上げを行います。

定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額についても改定します。

○ 通勤手当の引上げ（第12条関係）

民間の支給状況等を踏まえ、交通用具使用者に対する通勤手当の上限額を7,100円引上げ38,700円とします。

○ 宿日直手当の引上げ（第19条関係）

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、宿日直手当の限度額を300円引き上げ、常直勤務に係る支給規定を削除します。

○ 期末手当の引上げ（第20条関係）

令和7年度の期末手当の支給月数を令和6年度と比較して年間で0.025月分引き上げ、12月の期末手當に加算します。

○ 勤勉手当の引上げ（第21条関係）

令和7年度の勤勉手当の支給月数を令和6年度と比較して年間で0.025月分引き上げ、12月の勤勉手當に加算します。

第2条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第20条関係）

令和8年度の一般職の期末手当の支給月数を令和6年度と比較して年間で0.025月分引き上げ、6月と12月に0.0125月ずつ振り分け、それぞれ1.2625月とします。

令和8年度の定年前再任用短時間勤務職員の期末手当については、支給月数を令和6年度と比較して年間で0.025月分引き上げ、6月と12月

に0. 0125月ずつ振り分け、それぞれ0. 7125月とします。

○ 勤勉手当の引上げ（第21条関係）

令和8年度の一般職の勤勉手当の支給月数を令和6年度と比較して年間で0. 025月分引き上げ、6月と12月に0. 0125月ずつ振り分け、それぞれ1. 0625月とします。

令和8年度の定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当については、支給月数を令和6年度と比較して年間で0. 025月分引き上げ、6月と12月に0. 0125月ずつ振り分け、それぞれ0. 5125月とします。

【参考】期末手当及び勤勉手当の見直し（一般職）

区分	現行 (R7.4.1時点)		改正後 (R7.12.1時点)		改正後 (R8.4.1時点)		引上げ分
	期末	期初	期末	期初	期末	期初	
6月 支給割合	期末	1. 25月	期末	1. 25月	期末	1. 2625月	
	勤勉	1. 05月	勤勉	1. 05月	勤勉	1. 0625月	
12月 支給割合	期末	1. 25月	期末	1. 275月	期末	1. 2625月	
	勤勉	1. 05月	勤勉	1. 075月	勤勉	1. 0625月	
合計	4. 60月		4. 65月		4. 65月		0. 05月

【参考】期末手当及び勤勉手当の見直し（一般職（定年前再任用短時間勤務職員））

区分	現行 (R7.4.1時点)		改正後 (R7.12.1時点)		改正後 (R8.4.1時点)		引上げ分
	期末	期初	期末	期初	期末	期初	
6月 支給割合	期末	0. 70月	期末	0. 70月	期末	0. 7125月	
	勤勉	0. 50月	勤勉	0. 50月	勤勉	0. 5125月	
12月 支給割合	期末	0. 70月	期末	0. 725月	期末	0. 7125月	
	勤勉	0. 50月	勤勉	0. 525月	勤勉	0. 5125月	
合計	2. 40月		2. 45月		2. 45月		0. 05月

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日等（第1項及び第2項）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行します。

第1条の規定による改正後の規定は、令和7年4月1日から適用します。

○ 給与の内払（第3項）

第1条の規定による改正後の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の規定による給与の内払とみなします。

〔議第75号〕

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 について

【議案書：52頁】

◎ 改正の概要

令和7年8月7日に行われた人事院勧告に基づき、民間給与との較差を解消するため、給料表の水準を引き上げる改正を行うものです。

また、民間の特別給（ボーナス）の支給割合との均衡を図るため、期末勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げる改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

○ 給料表の水準の改定（第7条関係（別表））

民間給与との較差を解消するため、一般職の給料表に併せて改定します。

○ 期末手当及び勤勉手当の引上げ（第9条関係）

令和7年度の期末手当及び勤勉手当の支給月数を令和6年度と比較して期末手当及び勤勉手当と共に0.025月分引き上げ、合計3.7月とし、引上げ分については、12月の支給月数に加算します。

第2条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

○ 期末手当及び勤勉手当の引上げ（第9条関係）

令和8年度の期末手当及び勤勉手当の支給月数を令和6年度と比較して年間で0.05月分引き上げ、6月と12月の期末手当の支給月数を0.9625月に、勤勉手当の支給月数を0.8875月とします。

【参考】期末手当及び勤勉手当の見直し

区分	現行 (R7.4.1時点)		改正後 (R7.12.1時点)		改正後 (R8.4.1時点)		引上げ分
支給割合	6月 期末	0.950月	期 末	0.950月	期 末	0.9625月	
	勤 勉	0.875月	勤 勉	0.875月	勤 勉	0.8875月	
支給割合	12月 期末	0.950月	期 末	0.975月	期 末	0.9625月	
	勤 勉	0.875月	勤 勉	0.90月	勤 勉	0.8875月	
合計	3.65月		3.7月		3.7月		0.05月

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日等（第1項及び第2項）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行します。

第1条の規定による改正後の規定は令和7年4月1日から適用します。

○ 給与の内払（第3項）

第1条の規定による改正後の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の規定による給与の内払とみなします。

〔議第76号〕

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：55頁】

◎ 改正の概要

民間の特別給（ボーナス）の支給割合との均衡を図るため、期末勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げる改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第7条関係）

令和7年度の期末手当の支給月数を令和6年度と比較して年間で0.025月分引上げ、1.425月とし、引き上げ分については、12月の支給月数に加算します。

○ 勤勉手当の引上げ（第8条関係）

令和7年度の勤勉手当の支給月数を令和6年度と比較して年間で0.025月分引上げ、1.025月とし、引き上げ分については、12月の支給月数に加算します。

第2条 美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第7条関係）

令和8年度の期末手当の支給月数を令和6年度と比較して年間で0.025月分引き上げ、6月と12月に0.0125月ずつ振り分け、それぞれ0.7125月とします。

○ 勤勉手当の引上げ（第8条関係）

令和8年度の勤勉手当の支給月数を令和6年度と比較して年間で0.025月分引き上げ、6月と12月に0.0125月ずつ振り分け、それぞれ0.5125月とします。

【参考】期末手当及び勤勉手当の見直し

区分	現行 (R7.4.1時点)		改正後 (R7.12.1時点)		改正後 (R8.4.1時点)		引上げ分
	期末	0.70月	期末	0.70月	期末	0.7125月	
支給割合	勤勉	0.50月	勤勉	0.50月	勤勉	0.5125月	

12月 支給割合	期 末	0. 70月	期 末	0. 725月	期 末	0. 7125月	
	勤 勉	0. 50月	勤 勉	0. 525月	勤 勉	0. 5125月	
合 計	2. 40月		2. 45月		2. 45月		0. 05月

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日等（第1項及び第2項）

この条例は、公布の日から施行します。ただし第2条の規定は、令和8年4月1日から施行します。

第1条の規定による改正後の規定は、令和7年12月1日から適用します。

○ 期末手当及び勤勉手当の内払（第3項）

第1条の規定による改正後の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の規定に基づいて支給された期末勤勉手当は、同条の規定による改正後の規定による期末勤勉手当の内払とみなします。

〔議第77号〕

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：60頁】

◎ 改正の概要

令和7年8月7日に行われた人事院勧告に準じて、常勤の特別職（市長、副市長及び教育長）の期末手当を引き上げるため条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第5条関係）

令和7年度の期末手当の支給月数を令和6年度と比較して年間で0.05月分引き上げ、4.65月とし、引上げ分については、12月の支給月数に加算します。

第2条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第5条関係）

令和8年度の期末手当の支給月数を令和6年度と比較して年間で0.05月分引き上げ、4.65月とし、引上げ分である0.05月分を6月と12月に0.025月ずつ振り分け、それぞれ2.325月とします。

【参考】期末手当の見直し

区分	現行 (R7.4.1時点)	改正後 (R7.12.1時点)	改正後 (R8.4.1時点)	引上げ分
6月 支給割合	2.30月	2.30月	2.325月	
12月 支給割合	2.30月	2.35月	2.325月	
合計	4.60月	4.65月	4.65月	0.05月

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日等（第1項及び第2項）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行します。

第1条の規定による改正後の規定は令和7年12月1日から適用します。

○ 期末手当の内払（第3項）

第1条の規定による改正後の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の規定による期末手当の内払とみなします。

〔議第78号〕

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：62頁】

◎ 改正の概要

令和7年8月7日に行われた人事院勧告に準じて、市議会議員の期末手当を引き上げるため条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第5条関係）

令和7年度の期末手当の支給月数を令和6年度と比較して年間で0.05月分引き上げ、4.65月とし、引上げ分については、12月の支給月数に加算します。

第2条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第5条関係）

令和8年度の期末手当の支給月数を令和6年度と比較して年間で0.05月分引き上げ、4.65月とし、引上げ分である0.05月分を6月と12月に0.025月ずつ振り分け、それぞれ2.325月とします。

【参考】期末手当の見直し

区分	現行 (R7.4.1時点)	改正後 (R7.12.1時点)	改正後 (R8.4.1時点)	引上げ分
6月 支給割合	2.30月	2.30月	2.325月	
12月 支給割合	2.30月	2.35月	2.325月	
合計	4.60月	4.65月	4.65月	0.05月

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日等（第1項及び第2項）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行します。

第1条の規定による改正後の規定は令和7年12月1日から適用します。

○ 期末手当の内払（第3項）

第1条の規定による改正後の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の規定による期末手当の内払とみなします。

〔議第79号〕

美濃加茂市収入印紙等購買基金条例を廃止する条例について

【議案書：64頁】

◎ 廃止の概要

美濃加茂市収入印紙等購買基金は平成27年に設置され、市民サービス向上のため、市役所において収入印紙及び岐阜県収入証紙を販売し、主にパスポート申請者に対する利便性を図ってきました。

しかしながら、パスポートのオンライン申請が普及し、また、岐阜県収入証紙が令和7年12月末日で廃止され、県手数料の支払は、オンライン納付のほか、コンビニ納付及び窓口キャッシュレスが導入されました。

今後は、社会のデジタル化に伴い収入印紙の需要は減少することが見込まれます。

このような現状を鑑み、基金を廃止することとし、条例を廃止するものです。

◎ 基金が保有している資産の清算について

- 収入印紙は、郵便局に買戻請求し現金化します。
- 岐阜県収入証紙は、岐阜県に買戻請求し現金化します。
- 現金（上記現金を含む。）は、一般会計に繰り入れた後、財政調整基金に繰り出します。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和8年2月1日から施行します。